

第3章

発見から通告まで



虐待の視点と通告について

子どもの今と将来の安心・安全が確保されていますか

虐待は子どもの
健やかな成長や
発達を阻害する
重大な
人権侵害
です

児童虐待のとらえ方

児童虐待の防止に関する法律にもあるように、児童虐待は「**子どもの人権を侵害し将来の世代の育成にも懸念を及ぼす**」ものであり、家庭内における「しつけ」とは**明確に異なり**懲戒権などの親権によって正当化されることはありません

虐待の判断にあたっての留意点

- ☆虐待の定義はあくまでも子ども側の視点から考えます
- ☆保護者がいくら一生懸命で、かわいいと思っ
ていても意図的ではなくても、子ども側にとっ
て有害であればそれは「虐待」です
- ☆暴行や体罰を「しつけ」と主張する場合がありますが、これらの行為は子どもにとって**効果
がない**ばかりか**悪影響**をもたらすものであり
不適切な行為であることを認識するべきです

いつでも
子どもの立場から
安全と健やかな育成
がはかられているか
どうかを判断する

通告はためらわない
通告をしなくてもよい理由は探さない

- ★虐待ではないかもしれない
- ★もっと虐待されるかもしれない
- ★保護者とのトラブルになるのではないか・・・

などと一人で心配せず、まずは代表者に報告しましょう
虐待の判断は難しいため、通告者が判断する必要はありません
通告をしても子どもの不利益になることはありません

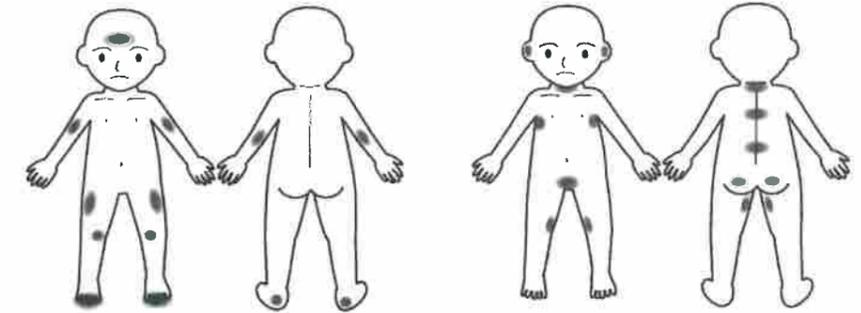
児童虐待の防止に関する法律 第6条(平成16年改正)
通告しなければならない児童は、**虐待を受けた児童** ⇒ **児童虐待を受けたと思われる児童**に改正

◆虐待発見のポイント

1) 外傷の部位

不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・あご・ひじ・膝など脂肪組織が少ない場所に生じやすく、児童虐待による外傷は臀部（お尻）や大腿内部などの脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部（首）や腋窩（わきの下）などの引っ込んでいるところなど隠れているところに起こりやすくなります。

また、本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。



<事故でけがをしやすい部位>

<虐待によるけがが多い部位>

2) 時間経過に伴うあざの色調変化

外傷の発生時期に関する説明が右記の目安とあまりにもかけ離れているときは、虐待を疑う必要があります。

時間経過	あざの色調変化
受傷直後	赤みがかった青色
1～5日後	黒っぽい青から紫色
5～7日後	緑色
7～10日後	緑がかった黄色
10日以上	黄色っぽい茶色
2～4週間	消退

マルトリートメント (Maltreatment)

諸外国では「マルトリートメント」という概念が一般化しています。諸外国における「マルトリートメント」とは、身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトで、児童虐待を広く捉えた概念です。

[A] レッドゾーン

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要するレベル

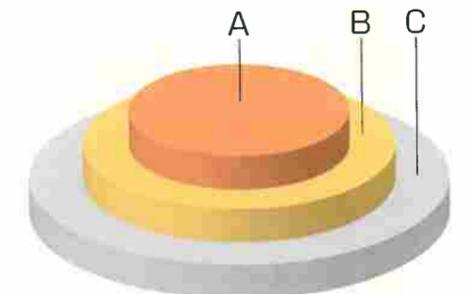
[B] イエローゾーン

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所や関係機関が支援していくレベル

[C] グレーゾーン

児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関など（児童相談所、福祉事務所、市町村、学校など）が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル

A・Bのレベルだけでなく、Cのレベルまで含めたものが、マルトリートメントの概念となります。



▶マルトリートメントの概念

虐待に気づいたら

発見者と機関の動き

子ども家庭支援センターの動き

1 虐待を発見した (注1参照)
 発見者が代表者に**至急報告**
 各機関用チェックリストで確認 (P21～)
 通告のためのフローチャート確認

通告

緊急受理会議開催
 ・原則**48時間以内**に子どもの安全確認を行う
 (注1)
 (児童相談所や警察と連携することもあります)

2 虐待かもしれない (虐待かどうかの判断は不要)
 発見者が代表者に**至急報告**
 各機関用チェックリストで確認 (P21～)
 通告のためのフローチャート確認
 子どもの本日の安全を確認
 対応方法がわからない⇒**至急相談**

通告

緊急受理会議開催
 ・本日の安全が確認できない時等早急な対応が必要な場合は**通告**と同様に扱う (注1)
 ・情報の内容から当日の対応が必要か判断する
 ・安全確認と保護者対応の方法は機関と一緒に考え決定する

3 日ごろ心配なことがある
 情報確認を行い代表者に報告
 各機関用チェックリストで確認 (P21～)
 P15 虐待の視点と通告についてを確認
 情報は複数で共有し、正確に記録
 対応の必要性を確認

相談

相談会議を開催
 ・情報の内容から虐待としての対応が必要か判断する
 ・本日の安全が確認できない時は通告と同様に扱う
 ・安全確認と保護者対応の方法は機関と一緒に考え決定する
 [その他]関係機関への情報収集・連携先の案内・防止や抑止の視点・とらえ方を助言

機関から保護者に助言・指導する場合

情報提供

各機関用チェックリストで確認 (P21～)
 子どもの安全と緊急性を確認
 不適切な部分を確認
 適切な助言指導とともに機関の通告義務を説明
 保護者に注意や助言を行う場合、不適切な状況が重なると、「通告しなくてはならない」と**通告の義務**について説明しておく

助言・指導をしたが
 今後、子ども家庭支援センターの介入が必要になると予想される場合には、**情報提供**してください

- ・一定期間の見守りと報告をお願いします
- ・直ちに介入が必要と判断した時は**通告**と同様の対応

●児童福祉法 第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して
 ●児童虐待防止法 第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しく

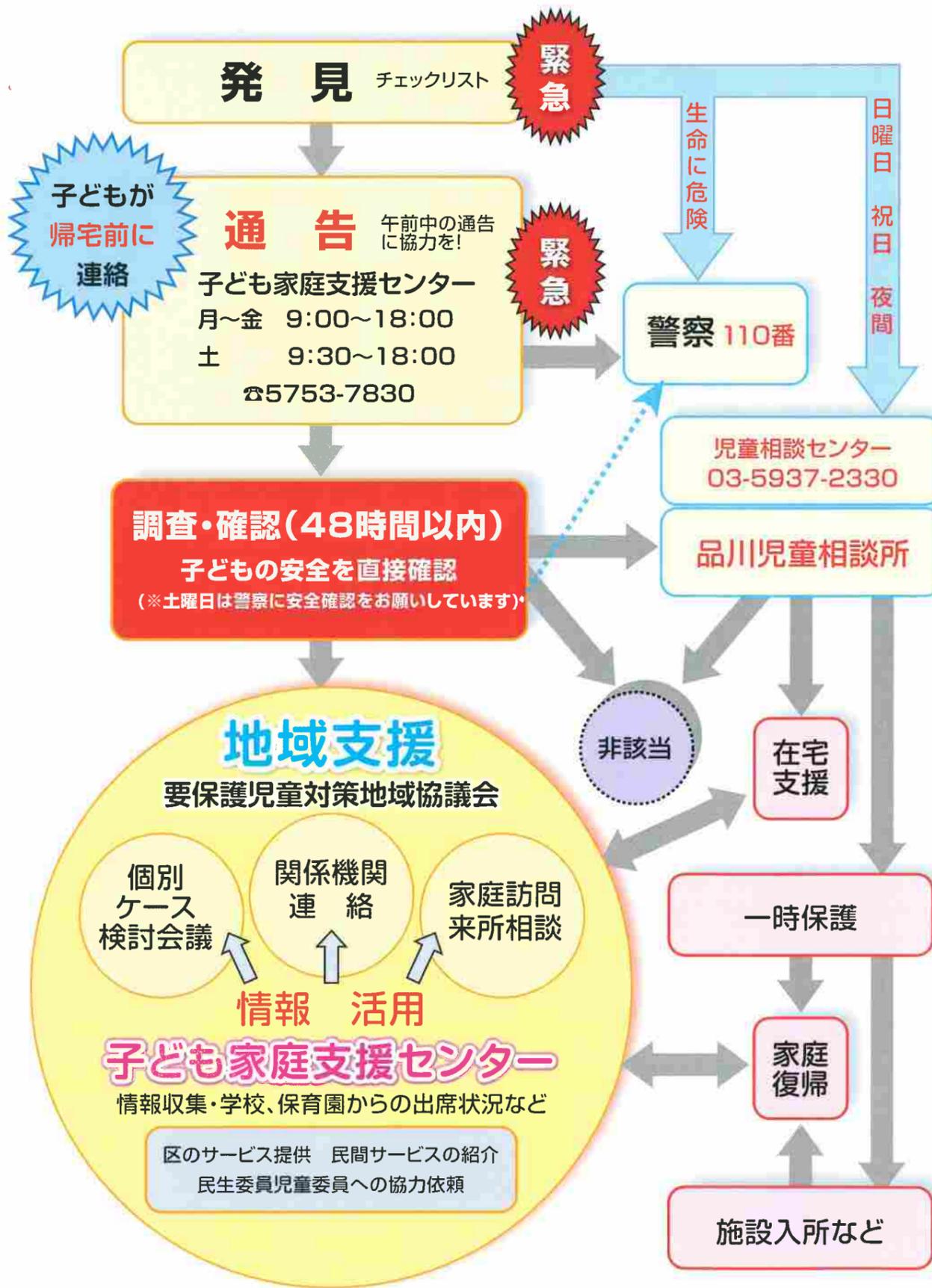
市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(東京都の一時的通告先⇒子ども家庭支援センター)は児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

通告・相談・情報提供の内容により、対応方法は子ども家庭支援センターが判断します。

(注1) 大切なお願い 虐待の対応には一定の時間が必要です。午後発見した場合には子どもが帰

です。連絡は午前中をお願いします。帰宅する前に一刻も早く連絡してください。

通告の流れ

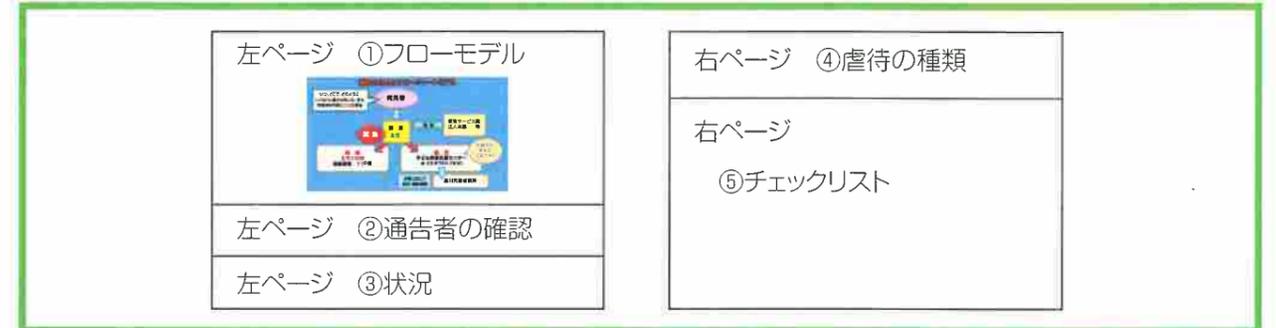


虐待通告の手順について

虐待を受けたと思われる子どもを発見した機関は、代表者等と相談の上、ご連絡ください。

- まず初めにどんなことが起きたか等を簡単にお話してください。
- その後、子ども家庭支援センターからいくつか質問させていただきます。

「虐待通告の手順」「チェックリスト」(P21～P42) 使用方法



○「虐待通告の手順」「チェックリスト」を見開きでコピーしてご使用できます。

(使用上の留意点)

項目	使用上の留意点
①フローチャートモデル	虐待を受けたと思われる子どもの発見から通告までのフローチャートモデルです。モデルを参考に、必要な情報の収集や関係機関との連携を検討し、通告をしてください。
②通告者の確認	ご連絡いただいた方とその所属、通告時の各機関の動きについて確認します。
・ 通告者の所属、お名前	ご連絡いただいた方の所属と連絡先、お名前などをお知らせください。
・ 新規相談ですか	相談とは児童相談所や子ども家庭支援センターへの相談を指します。本児及び、きょうだいについてこれまで相談をしたことがあるか、初めての相談であるかをお知らせください。
・ 相談内容	P17～18を確認し、今回の相談が「通告」「相談」「情報提供」のいずれかをお知らせください。ただし、内容によって対応は子ども家庭支援センターが判断します。
・ 代表者等が把握していますか	代表者への報告や、複数の職員で協議し、できる限り組織としての連絡をお願いします。
③下記のような状況をお伺いします。	対象の子どもと家庭や関係機関などについて伺いますので、関係する情報をご準備ください。
④虐待の種類	P6を参照にして、疑われる虐待の種類(重複可)をお知らせください。
⑤チェックリスト	虐待以外の理由(虐待のリスクを高める原因や、虐待の影響による可能性が高いもの)も含まれます。該当する番号をお知らせください。

性的虐待の対応について [お願い]

性的虐待は外見적인証拠が見つかりにくく、事実の把握が困難です。そのため子どもの告白は重大な証拠となり、被害事実の聞き取りには専門的な技術が求められます。聞き取り回数が増えると子どもへの負担も大きく、二次被害となる可能性や情報の加工が生じる危険があります。

性的虐待が疑われる場合には、子どもが自発的に告白したものを以外には聞き出そうとしないでください。また子どもに「内緒の約束」はしないでください。子どもの安全を守るため、聞き取りは専門機関が行い、内緒の約束ができないことを説明し、速やかな通告をお願いします。法的な措置まで含んだソーシャルワークや心理的ケア等といった専門的な技術が必要とされるため、早めの相談・通告をお願いします。